

○徳山大学 地(知)の拠点(COC)事業推進本部規程

(平成28年5月24日 制定)

第1条 この規程は、学校法人徳山教育財団組織規程第20条に基づき、徳山大学 地(知)の拠点(COC: Center Of Community)事業推進本部(以下「COC事業推進本部」という)に関する事項を定めるものである。

第2条 COC事業推進本部設置の目的は、徳山大学が山口県東部地域のCOCとしてCOC+山口大学及び地域の産官学諸機関との協力の下、キャリア教育の改革を通じた地方創生を担う地域人材の育成と県内定住の促進、当該地域における雇用創出、をめざす事業を推進することにある。

第3条 COC事業推進本部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) COC事業の意思決定
- (2) COC+山口大学をはじめ、山口県内のCOC+事業参加校との連携
- (3) 広域周南地域の産官学と連携した生涯キャリア教育コンソーシアム(LCEC周南)の構築・運営、及びLCEC周南を介した以下の事業
 - (イ) 生涯キャリア教育プログラム(LCEP)の実効的な運営への協力と改良案の策定
 - (ロ) 地域人材循環促進に向けた(中高大連携・インターンシップ等に関する)戦略の策定
- (4) 事業協働地域内外の情報収集
- (5) その他前条の目的に関連する事項

第4条 COC事業推進本部に次の職員をおく。

- (1) 本部長(学長)
- (2) 副本部長
- (3) 委員
- (4) COCコーディネータ

第5条 副本部長、委員及びCOCコーディネータは、学長がこれを任命する。

第6条 COC事業推進本部が国の助成事業、他機関との契約又は覚書等に基づいて実施する事業において発生する補助金及び委託金等は、学校法人徳山教育財団が受領し、その支出については学校法人徳山教育財団経理規程により処理する。

第7条 知的財産権の運用については、学長の指示により、別途協議する。

第8条 本規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、平成28年5月24日から施行する。